

AI・データ活用に向けた取組について

平成31年1月29日

経済産業省 商務情報政策局
情報経済課

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（平成30年6月に策定・公表）

- **企業の具体的なユースケースを基に作成。**（船舶IoTデータ情報連携プラットフォームのケース、データホルダがベンダにデータを提供して学習済みモデルを開発・再利用するケース 等）
- 旧ガイドラインから、**データの取引に係る類型・分野毎のユースケースを大幅に拡充**するとともに、**AIの開発・利用に係る契約モデル等を新たに整備。**

<改訂のポイント>

- **AIに関する契約実務**を新たに追加
- **具体的なユースケース**を多数盛り込み
（旧GLでは2事例⇒**新GLでは11事例**）
- **海外のデータ移転規制**（中国サイバー法、欧州GDPR）に関する対応も記載
- 契約の**幅広いオプション**を例示

新契約ガイドライン（H30.6.15公表）

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

追加

「A I 開発」契約

AIの技術特性や開発方式から丁寧に解説

「A I 利用」契約

拡充

「データ共用型」契約

プラットフォームを利用したデータの共用を行う類型

「データ提供型」契約

保有するデータを相手方に提供する類型

「データ創出型」契約

新たにデータを取得するところから行う類型

旧データ契約ガイドライン

データの利用権限に関する
契約ガイドライン
ver.1.0（H29.5）

大幅に拡充

契約ガイドラインの検討体制

※肩書はガイドライン公表時のもの

検討会

AI・データ契約ガイドライン検討会

期 間：H29/12～H30/3

回 数：全3回実施

進め方：①ガイドラインの改訂方針について検討
②作業部会での検討内容を議論
③作業部会がまとめたガイドライン(案)について議論、検討

運 営：原則公開

●委員(敬称略) (○は作業部会兼任)

【座長】 渡部俊也 (東大教授)

【委員】 ○佐藤智晶 (青学大准教授) 岡田陽介 (ABEJA)
西岡靖之 (法大教授) ○齊藤友紀 (Preferred Networks)
○岡田淳 (弁護士) 藤瀬浩史 (トヨタ自動車)
○柿沼太一 (弁護士) 木村守邦 (日本工作機械工業会)
正林真之 (弁理士) 林健一郎 (JEITA)
○福岡真之介 (弁護士) 春山豊 (日本化学工業協会)
若目田光生 (経団連)

●オブザーバー

関係省庁、業界団体、NEDO、東京中企投育 等

作業部会

AI・データ契約ガイドライン検討会 作業部会

期 間：H29/12～H30/3 全5回実施

進め方：①事業者が持ち込んだユースケースを議論
(お悩み相談所式)

②議論を踏まえてガイドライン案を作成

運 営：原則非公開

ケース数：データ6、AI 5

取扱い分野：自動車、産業機械、素材、物流等

➤ 構成員の弁護士の多数を公募。企業法務、契約、知財等を専門とする新進気鋭の弁護士・弁理士・学者で構成

➤ 検討した事案(ユースケース)における論点等はユースケース集としてガイドラインに収載

ガイドライン案提出

事業者

個別案件相談
ケース持ち込み

●構成員(敬称略)

【座長】 渡部俊也 (東京大学教授)

【データ班】

◎岡田淳 (弁護士)
阿久津匡美(弁護士)
内田誠 (弁護士)
尾城亮輔 (弁護士)
佐藤智晶 (准教授)
殿村桂司 (弁護士)
中崎尚 (弁護士)

【AI班】

◎福岡真之介(弁護士)
大坪くるみ (弁護士)
柿沼太一 (弁護士)
齊藤友紀 (弁護士)
波多江崇 (弁護士)
松下外 (弁護士)
渡辺知晴 (弁理士)

(◎は主査)

各業界団体等との
意見交換
16件

パブコメ
22件
155個

ご意見を反映

6/15
H30/6

AI・データ契約ガイドライン 公表

契約ガイドラインの展開・活用

1. 民間での活用

- 契約ガイドラインの**周知、業務での利用**が進む
 - * NTTデータ経営研究所が、業界団体等を通じて実施したアンケート調査によると、回答者（n=91）の8割が契約ガイドラインを知っており、業務で利用したことがあるとの回答も29件あった。
- 個社や業界団体の中における、**契約ガイドラインを素材とする勉強会**の実施（検討結果の作業部会へのフィードバックも）
- 大学や社会人向けセミナーにおける、**教材としての使用**

2. 分野別のガイドラインの策定

個別の業界における特殊性や課題を反映させた分野別の契約ガイドラインの策定も進められている。

(1) 経済産業省（産業保安グループ）「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版」（2018.4）

- プラントデータの共有・活用による保守・安全管理の効率化が期待される中、プラント事業者にとっての提供のインセンティブに配慮した枠組みを提供。
- プラントデータの活用スキームのユースケースを設定し、それに沿って論点や契約条項を整理。

(2) 農林水産省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」（2018.12）

- 農業関係者が安心して農業データを提供できる枠組みを提供し、ビッグデータやAIを活用した高生産性農業を推進。
- 農業分野ではノウハウの流出等を懸念してデータ流通に慎重な農業関係者が多いこと、個人としての農業従事者等 I T 関連契約に馴染みがない者も多いこと等に配慮（例：農業現場の具体例を盛り込む）。

3. 国際的な展開

- 英語版契約ガイドラインの策定（今年度中目途）
- 国際発信（日EU ICT戦略ワークショップ等の国際舞台での紹介）

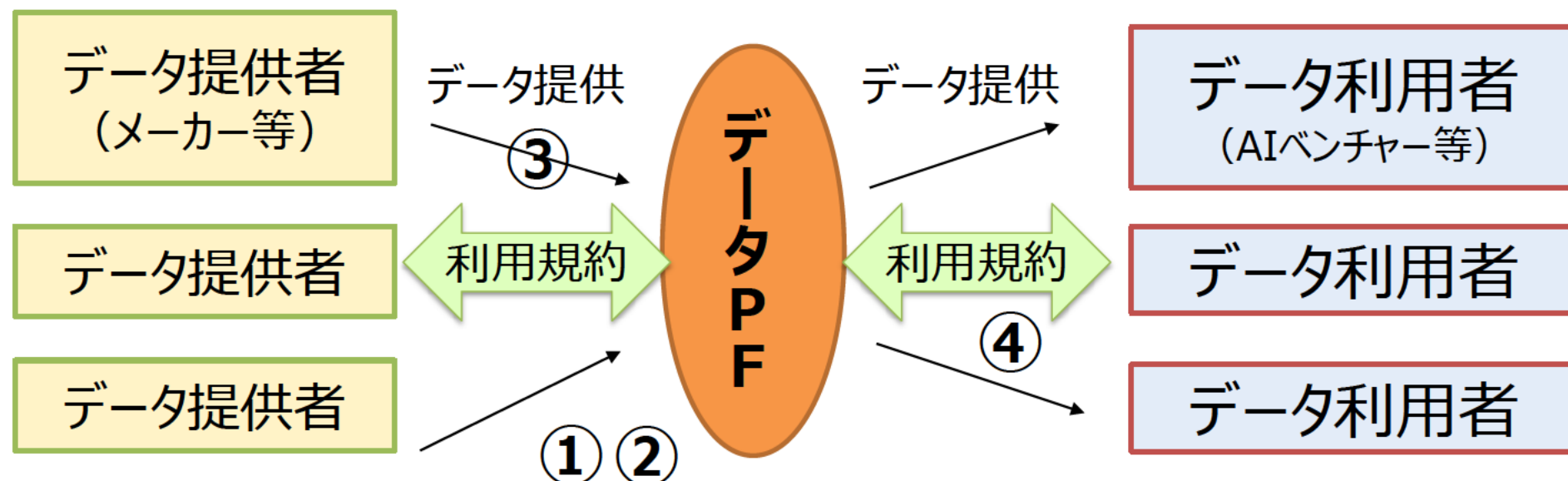
(参考) 作業部会における検討ユースケース一覧

作業部会では、事業者や業界団体から具体的な相談事例としてデータ関係及びAI関係それぞれについて以下のケース提供を受け、検討を行った。

カテゴリ	ユースケース	ユースケースの特徴等			
		国際	契約類型	業態・取引類型	その他特徴等
データ	1 IoTデータ情報連携プラットフォーム		PF	業界内PF	PF外利用の禁止等
	2 業界横断型物流データ連携プラットフォーム		PF	日用品メーカー	物流上の課題
	3 リース会社におけるリース機器のデータ活用事例	外国人データ	提供・創出・PF	リース	三者間問題、パーソナルデータの取扱い
	4 工作機械製造業者におけるデータ活用事例	海外販売	創出・提供	工作機械	パーソナルデータの取扱い
	5 自動車分野におけるデータ活用事例	—	提供	輸送機械	パーソナルデータの取扱い
	6 ブロックチェーン技術を用いた情報連携	—	提供・PF	金融	分散台帳技術 (ブロックチェーン)
AI	1 PoC及び開発段階の学習済モデルの権利帰属に関する事例	海外取引	POC・開発	損保	知的財産処理、オープンクローズ
	2 AI開発ベンダーにおける開発システムに対する権利等の事例	—	開発	開発ベンダー	機械学習開発成果におけるノウハウとその利用範囲
	3 機器製造事業者が開発するAIの責任等の事例	—	開発	機器製造	学習済モデルに係る責任分担
	4 産学連携によるAI開発における権利関係	—	POC・開発	工作機械・大学	産学連携、中小企業
	5 学習済モデル開発に供したデータの利用権限及びリバー ス・エンジニアリング対応	—	開発	開発ベンダー	学習データセットの利用権限、蒸留問題

新ガイドラインの活用イメージ（データプラットフォーム）

プラットフォームを介して、複数企業間でデータ取引を行うケース



【企業が抱える懸念】

- ① データ取引を仲介するプラットフォームの管理・運営は誰が担うべきか？
- ② 競合他社で同じプラットフォームを利用すると、**独占禁止法に抵触**しないか？
- ③ データの提供先や利用目的を限定したいが、どのようにすればいいか
- ④ 複数の事業者間で大小様々なデータのやり取りが行われるのに、**どのような契約や規約で管理すればいいのか？**

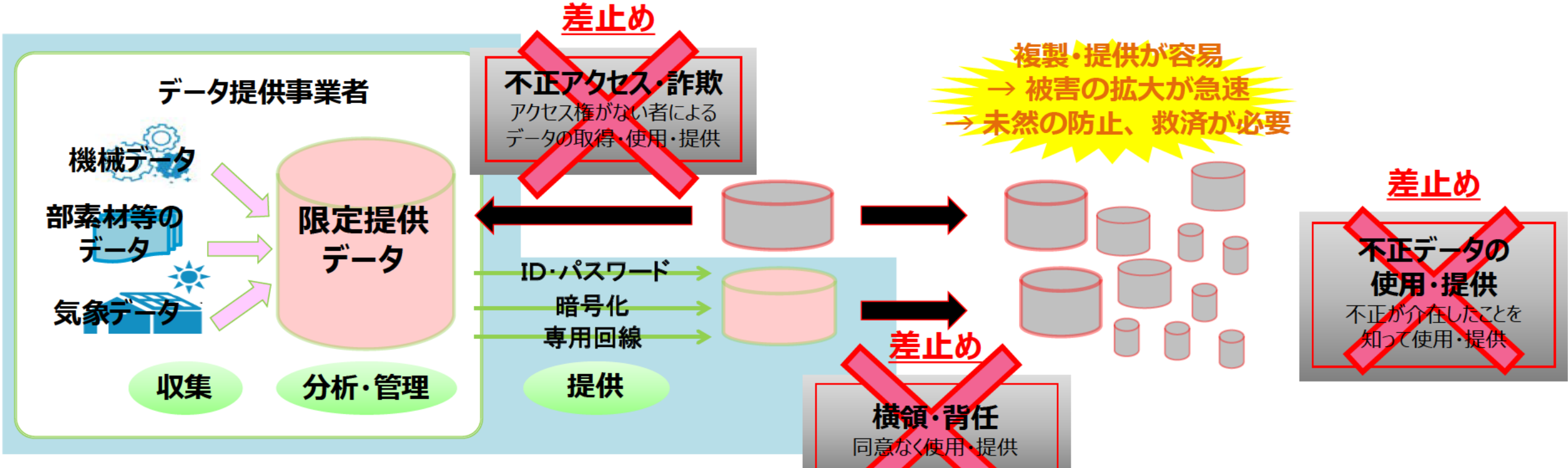
【本GLによる解決方針】

- ① 事業者選定に当たっての留意事項（中立性の確保、安定的な運営のための収入確保、セキュリティや透明性確保等の義務・責務、等）を提示
- ② 公取委とも協議の上、**独禁法で問題となり得ると考えられる要素**を整理（価格情報の共有、一方的なデータの提供規約等）
- ③ **データの性質や種類（秘匿性、提供頻度等）に応じて、利用範囲や制約条件**を取り決める方法を複数パターン提示
- ④ プラットフォーム型の特徴を踏まえ、個々の事業者間での契約ではなく、**参加者全員に適用される統一的な利用規約**を設けて全体を規律する考え方を提示

データの不正取得等に対する救済措置の創設 -不正競争防止法（平成30年改正）-

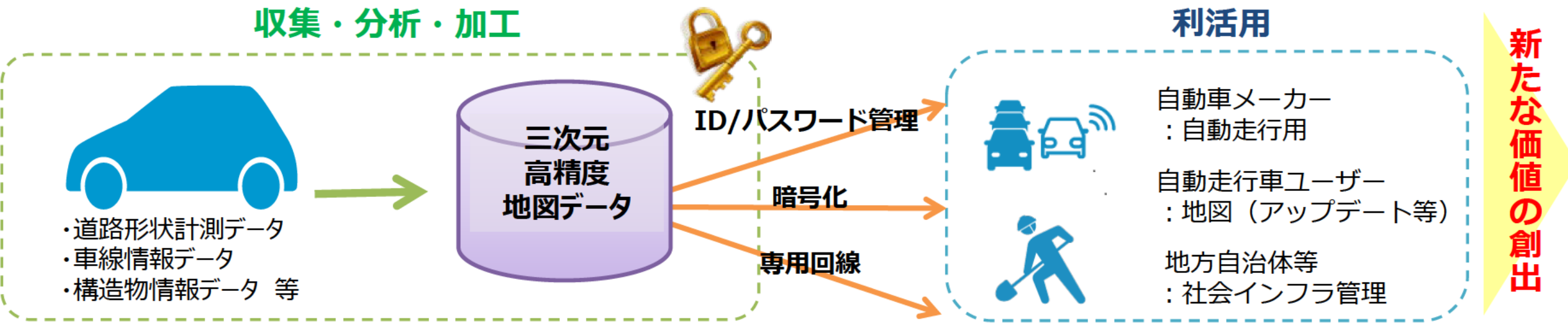
不正競争防止法は、事業者間の適正な競争を促進するため『不正競争行為』に対する救済措置として、**民事措置**（差止請求権等）や**刑事措置**を定める法律。
 今回、法律が改正され、**データの不正取得等に対する民事措置が創設**。（5月23日成立）

ID・パスワードなどの技術的な管理を施して提供されるデータ【**限定提供データ**】を不正に取得・使用等する行為を、新たに『不正競争行為』とし、これに対する**差止請求権等の民事措置を創設**する。【施行日】公布(平成30年5月30日)から1年6ヵ月以内



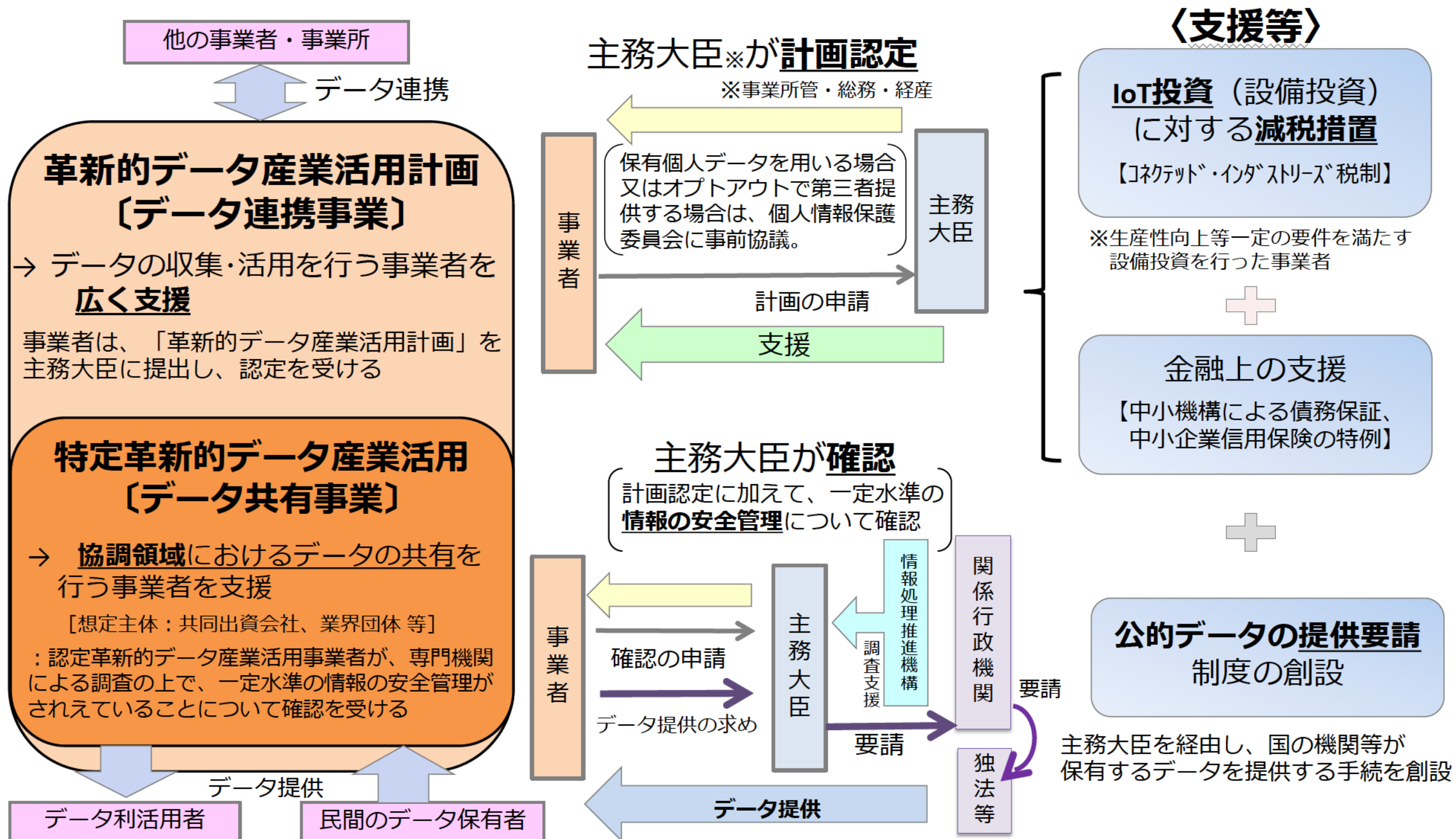
『限定提供データ』のイメージ

複数の企業間で提供・共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータを想定。



「産業データ共有事業の認定制度」の創設

- IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、**産業における競争力強化**や**社会課題解決に向けた利活用を促進**するため、**協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組**を、**セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援**。2018年5月16日成立、6月6日施行。



I o T 投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制の創設）

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

データ連携

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、税制措置を適用（適用期限は、平成32年度末まで）。

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% (法人税額の20%を限度)※

【対象設備の例】

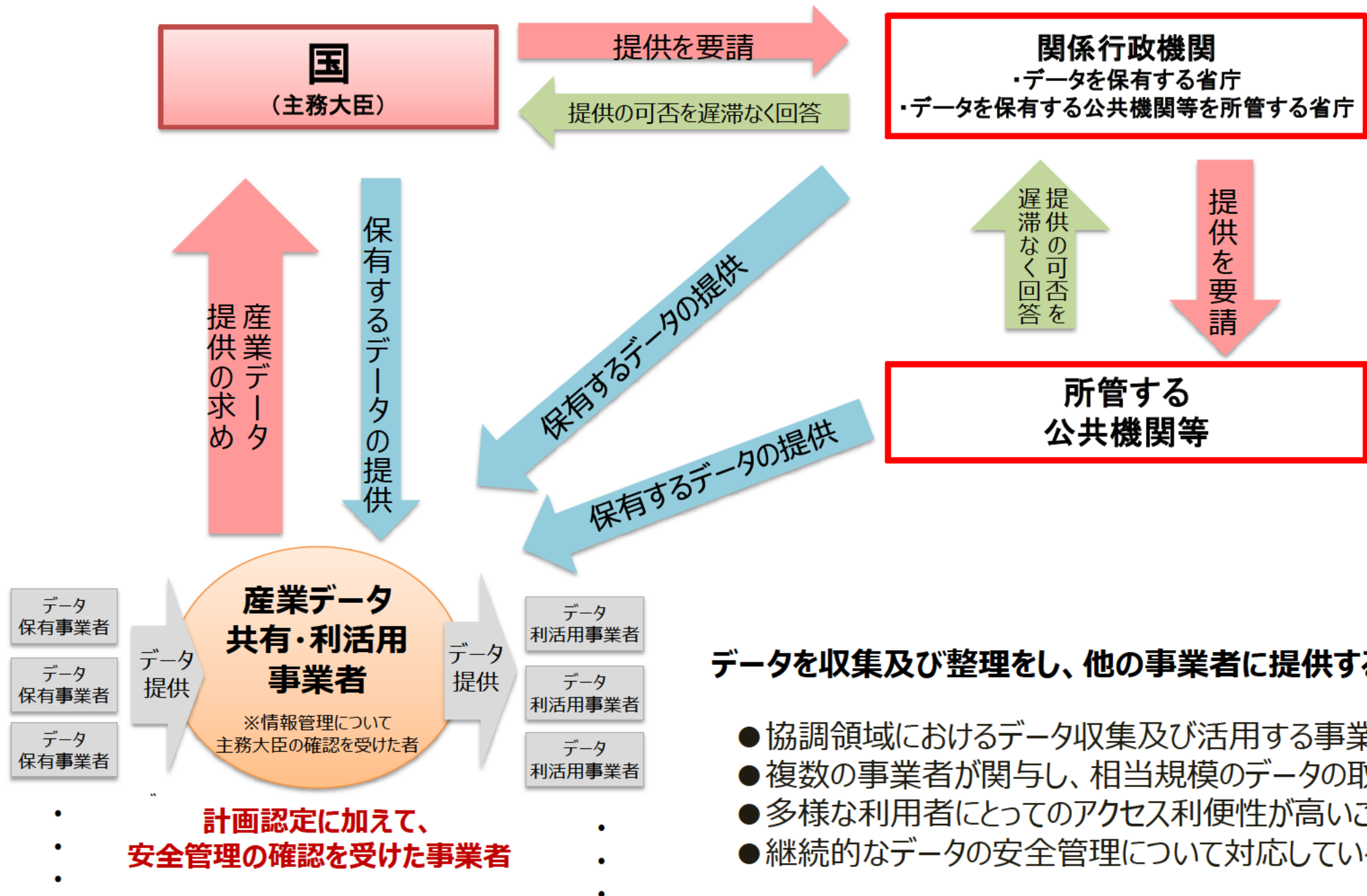
データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、A I、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

データ提供要請制度について

- 安全管理を行っていることの確認を受けた産業データ共有・利活用事業者が、**主務大臣を経由し、特定のデータを保有する関係省庁・公共機関等からのデータ提供を要請できる制度を創設。**



産業データ共有促進事業費補助金

- 協調領域における事業者等が保有するデータのさらなる活用（共有・共用）のため、基盤となるシステムの構築に向けた25件のプロジェクトが進行中。**

プロジェクト（例）

シップデータセンター	運航データの収集・蓄積等、船舶に関わるデータ基盤 を構築、一元管理することで利活用が促進される環境を整備。
石油エネルギー技術センター	製油所の各種データや解析モデルをプラットフォーム上に共有し 、製油所保安へ適応。他業界からも多くのデータを収集し、解析モデルの適用。
ダイナミックマップ基盤 (スマートドライブ)	高精度3次元地図データの共有 を行う事業。効率的な地図メンテナンスや 自動走行・安全運転支援システムでの利活用 に貢献。
インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ (DMG森精機、日立、ファナック、三菱電機)	個々の製造プラットフォーム間を共通的な枠組みでつなぐ ことを目的に、企業を越えた利活用、連携に向けた共通辞書の仕組みを構築する。
ユニバーサルマテリアルズ インキュベーター (化学品イー・データ開発)	分散して存在する 素材・化学産業の多種多様な技術及び周辺情報 につき、 事業・案件毎に分類、分析 を加えることで、新事業情報として利活用。
横河ソリューションサービス (Hmcomm、日本ゼオン株式会社)	パイプラインを含む生産プロセスラインで発生する音声 を収集、AI解析を用い、パイプの「つまり」等のプロセス異常の予知・予兆把握に活用する。

産業データ共有促進事業補助金（パーソナルデータ活用事業）

- ・ 協調領域における事業者等が保有するデータのさらなる活用（共有・共用）のため、基盤となるシステムの構築に向けた25件のプロジェクトが進行中。

幹事社名（共同申請者・コンソーシアム事業者）	事業概要
公益社団法人 関西経済連合会 (国立循環器病研究センター、田辺三菱製薬、日本ユニシス)	健康・医療等のパーソナルデータ を自組織内で解析、結果を統計データ化し集約（仮想統合）することでビッグデータ化、それを用いた新商品・サービス創出の可能性を検証、あわせて、プラットフォーム化の可能性を検証する。
国立がん研究センター (フィンデックス、デジタルデータソリューション)	病院内部の患者情報や診療データ、紹介元・紹介先及び患者や家族の診療外データ等 を患者同意のもとに収集し一元的に管理する環境を構築する。収集したデータを共有し、産業創出につなげる。
学校法人 慈恵大学 (株式会社アルム)	医療機関等からの 医療情報とヘルスケアデバイスのデータ を個人同意の上で多面的なPHRとして統合し、二次利用を行うことでサービス改善や新規サービス創出を推進する。
株式会社大学成績センター (日本オープンオンライン教育推進協議会)	現在、一部企業の新卒採用場面の利用に限られている 履修履歴データの利用 を社会人でも継続可能とするDBとすることで、さらなる履修履歴データの共有・利活用を推進する。
阪急阪神ホールディングス株式会社 (理化学研究所、OKEIOS)	企業・自治体・健診機関等が分散管理する 個人のライフログデータ を、個人の要請に基づきPDS（Personal Data Store）に集約し、利活用できるデータ流通基盤を構築する。

Connected Industries推進のためのグローバルSaaS創出事業 平成31年度概算**要求額** 40.3億円（新規）

事業の内容

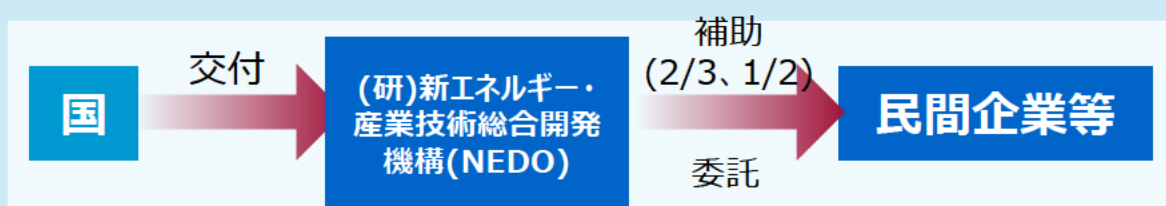
事業目的・概要

- データを巡るグローバル競争の主戦場は、バーチャルデータからリアルデータを活用したビジネスに移行しています。ここで日本の強みである現場の良質なデータを活かし、データを介して機械、技術、人などが繋がることで、新たな付加価値創出と社会課題解決を目指す「Connected Industries」の実現が重要です。
- 本事業では、数多くの事業者がデータを共有・共用し協調領域を拡大させ、そのデータをAI等の先端技術を用いて利活用し新たなサービスを開発すること、及びそうした開発が持続的に行われる環境構築することを目指します。
- 具体的には、事業者間のデータ共有プラットフォームの本格整備を支援することで協調領域拡大を促進すると同時に、そのデータ等から汎用的に使える、かつ国際競争力のあるAIシステム（グローバル SaaS）の開発を支援します。

成果目標

- 平成33年度までに、Connected Industriesの重点5分野で、それぞれ2以上のグローバルSaaS開発に向けた取組がなされることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



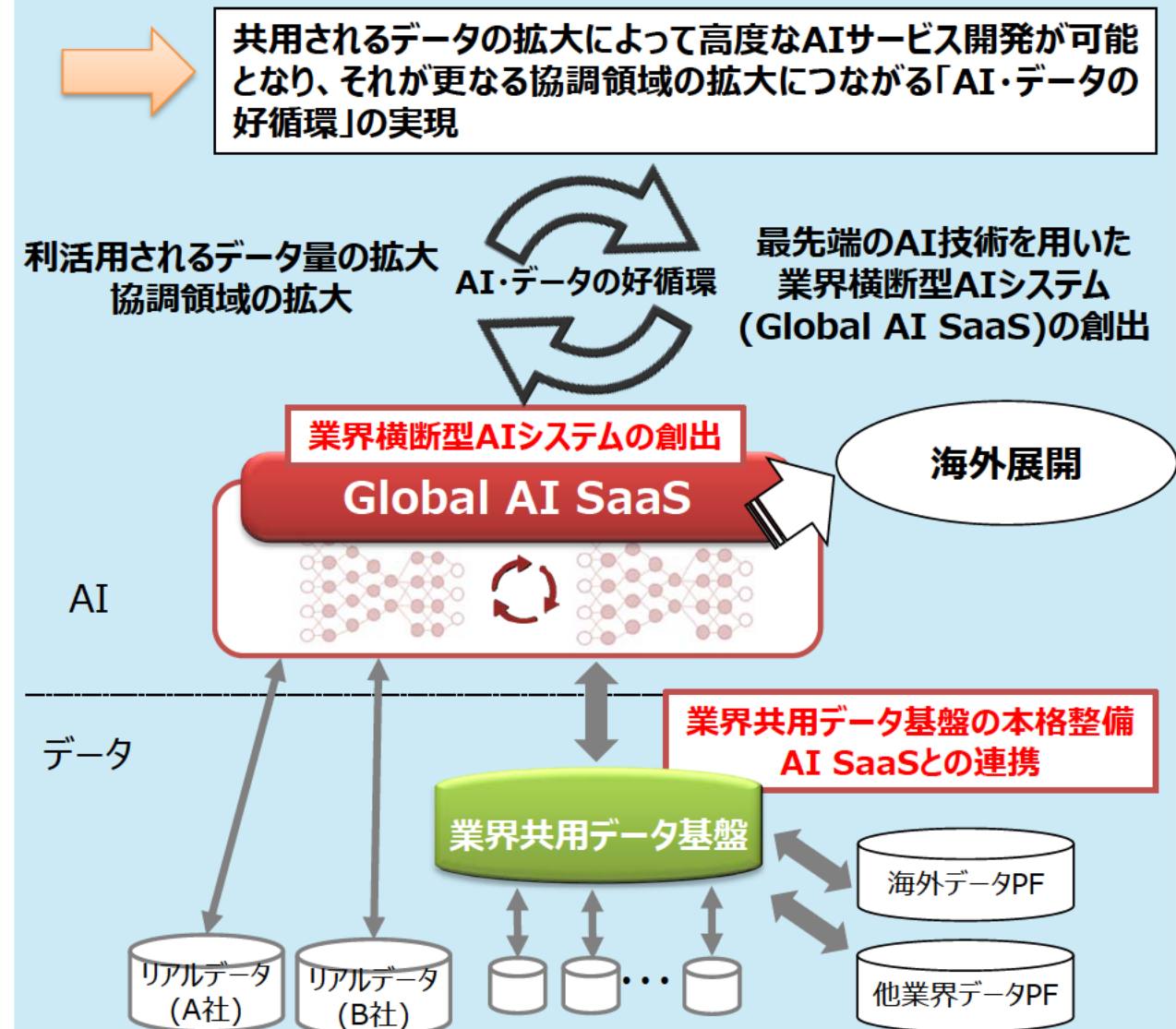
事業イメージ

データ共有プラットフォーム構築事業

- Connected Industries重点分野のデータ共有プラットフォーム構築
- グローバルな連携を見据えたデータプラットフォーム間連携

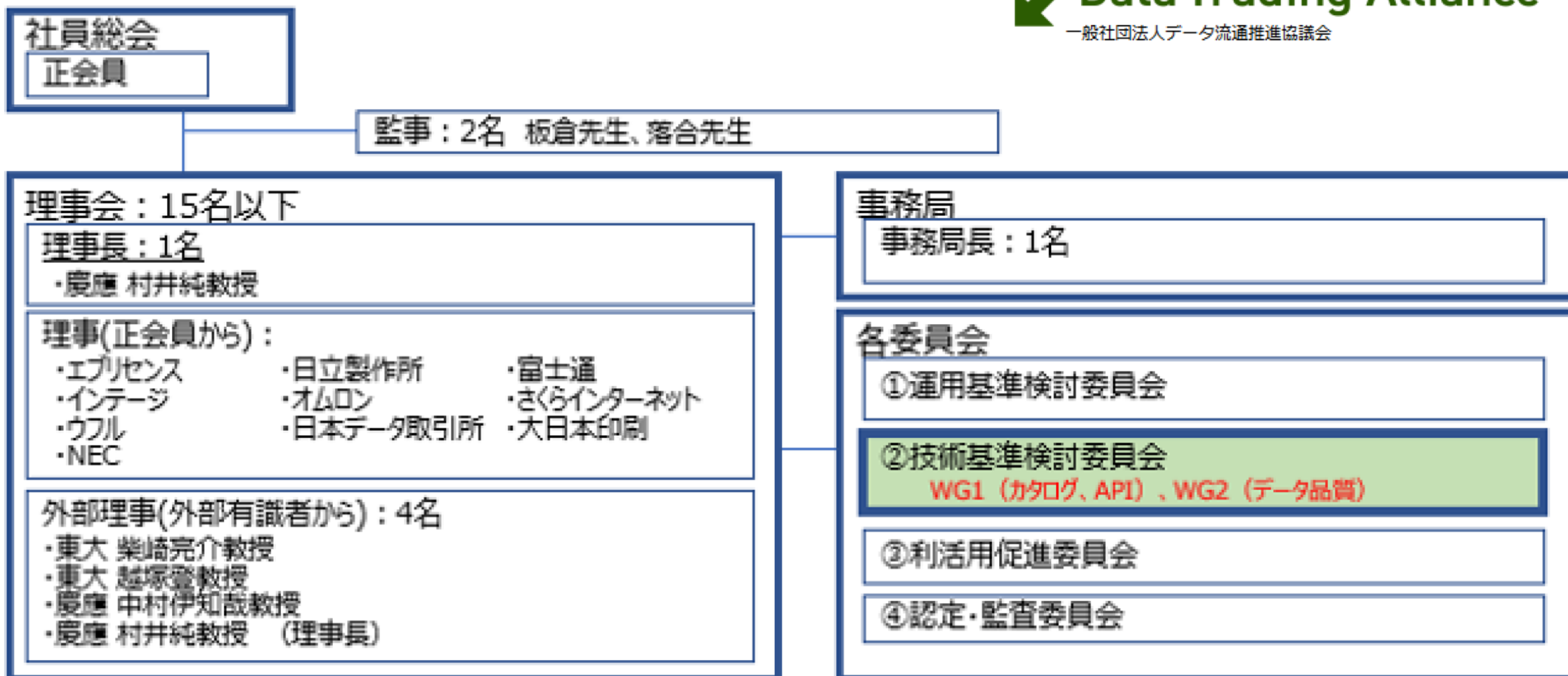
グローバルSaaS創出事業

- 業界横断型AIシステムの創出（AIベンチャーを含む多様なユーザーの参画）



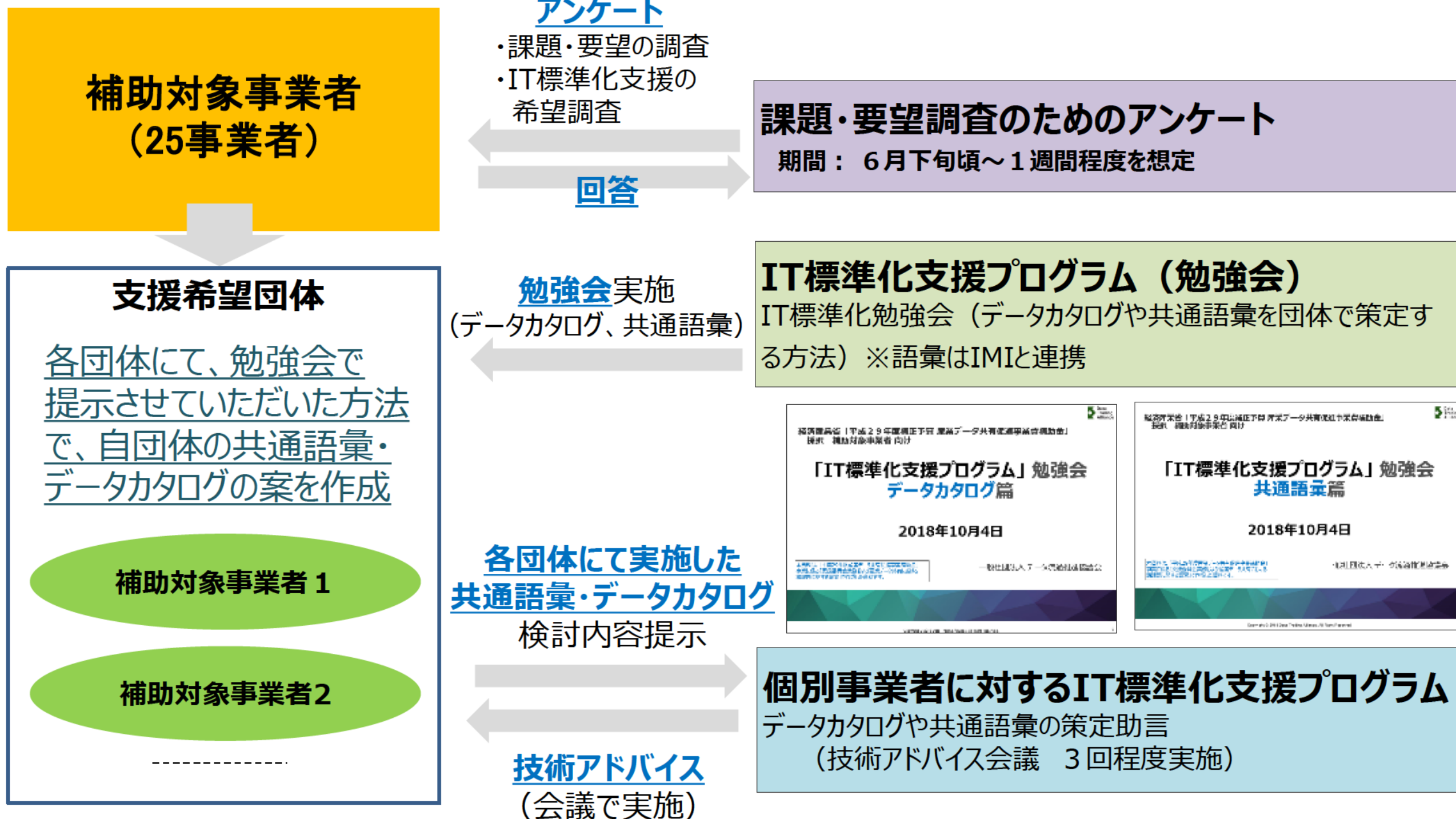
データ流通推進協議会（DTA）の体制と技術基準委員会活動

- 本協議会は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、経済産業省、総務省におけるワーキンググループの検討を踏まえ、準備をすすめ、2017年11月に設立した協議会。
- データ提供者が安心して、かつスムーズにデータ提供でき、またデータ利用者が欲するデータを容易に判断して収集・活用できる技術的・制度的環境を整備すること等を目的として、技術基準検討委員会、運用基準検討委員会、利活用促進委員会、認定・監査委員会を設置し、活動を行っている。



DTAによるIT標準化支援プログラムの概要

データ流通推進協議会に補助事業者へのIT標準化に関する勉強会や個別事業者への支援を委託。データカタログや分野ごとの共通語彙の策定手順をサポート。



【参考】データカタログの概要

データの「概要」「要約」を効率よく整理するための「データカタログ」。
DTA基準の項目を策定し、どのように利用するか手順についても説明。

